

注意

給与支払報告 特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

※市区町村 処理欄	1 現年度	2 新年度	3 両年度
	処理済 回送 普徴 その他	処理済 回送 普徴 その他	

4 3 2 1

宛名番号の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。前勤務先で最上段の事項を記入し、新勤務先に送付してください。

転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、前勤務先で本人から番号の提供を受け記入してください。

ただし、給与所得者の個人番号は、前勤務先では記入せず、新勤務先へ送付してください。

また、前勤務先が個人事業主の場合、個人番号は、給与支払者の個人番号を記入してください。

新勤務先ではA欄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。

一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収をお願いします。

出国予定者の未徴収税額は、一括徴収してください。

※の欄は、記載しないでください。

(宛先) 東吾妻町長	所在地	〒 -				特別徴収義務者 指定番号			
	フリガナ					宛名番号			
令和 年 月 日提出	氏名又は名称					担連 当絡 者先	所属 氏名		
	個人番号 又は法人番号						電話	内線 ()	
給与 所得 者	フリガナ			(ア)	(イ)	(ウ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法 ※ A~Cのいずれかの番号を 必ず選択してください
	氏名			特別徴収税額	徴収済額	未徴収税額 (ア)-(イ)			
	生年月日	昭和・平成	年	月	日	月から	月から	右から 1~7の いずれか を選択	右から A~Cの いずれか を選択
	個人番号					月まで	月まで		
	受給者番号			(ア) 円	(イ) 円	(ア)-(イ) 円	年 月 日	〔その他の事由・理由〕	A 特別徴収継続 ※税額を引き継いでください →新勤務先でA欄記入 B 一括徴収 ※1月以降は必須 →B欄記入 C 普通徴収(本人納付) →C欄記入
	1月1日 現在の住所			(ア) 円	(イ) 円	(ア)-(イ) 円			
異動後の 住所			(ア) 円	(イ) 円	(ア)-(イ) 円	年 月 日	〔その他の事由・理由〕	A 特別徴収継続 ※税額を引き継いでください →新勤務先でA欄記入 B 一括徴収 ※1月以降は必須 →B欄記入 C 普通徴収(本人納付) →C欄記入	

A 特別徴収継続の場合

(特別徴収義務者) 新しい勤務先	特別徴収義務者 指定番号	(新規)	法人番号					新しい勤務先では、月割額 _____ 円を		
	所在地	〒 -				担当者 連絡先	所属 氏名	電話	内線 ()	月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入します。
	フリガナ									
	氏名又は名称					納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	<input type="checkbox"/>	右から 番号を 記入	1 必要 2 不要	

B 一括徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
	<input type="checkbox"/> 2 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

C 普通徴収の場合

理由	<input type="checkbox"/> 1 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
	<input type="checkbox"/> 2 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため
	<input type="checkbox"/> 3 死亡による退職であるため

※市区町村 処理欄	
--------------	--

【提出先】 〒377-0892 群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町1046番 東吾妻町役場 税務課 住民税係
 ※不足する場合は、複写(コピー)してご使用ください。